

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

1. 事業所（地域包括支援センター）の概要

事業所名	焼津市南部地域包括支援センター
所在地	静岡県焼津市東祢宜島 1 2 番地の 4
事業所指定番号	2 2 0 5 1 0 0 0 3 1
管理者・連絡先	望月 句子 TEL 054-656-3322 FAX 054-656-3333
サービス提供地域	第 14、18、19、20、21、22、23 自治会

2. 事業所の職員体制

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

職種	勤務形態	員 数
管理者	常 勤 ・ 兼 務	1 名
主任介護支援専門員	常 勤	3 名以上
保健師・看護師	常 勤	2 名以上
社会福祉士	常 勤	4 名以上
介護支援専門員	常 勤 ・ 非常勤	非常勤 1 名以上
事務員	非常勤	非常勤 1 名以上

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日までを除く。
営業時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分までとする。
備考	時間外・夜間・休日においても、緊急時には対応いたします。 その場合において、特別な利用料は発生いたしません。

4. 利用料金

（1）利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領をできない場合は、介護予防支援に要した費用について、次表に定める額を負担していただきます。この場合、当事業所で指定介護予防支援提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市の担当窓口に提出して払い戻しを受けることができます。

項目	単位数	1 単位の単価	金額
介護予防支援費	442 単位	10.21 円	4,512 円
ケアマネジメント A	442 単位		4,512 円
ケアマネジメント B	309 単位		3,154 円
ケアマネジメント C	309 単位		3,154 円
初回加算	300 単位		3,063 円
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の 21/1000 に相当する単位数		

ただし、関係法令に基づいて定められた利用料が、契約期間中に変更になった場合は、関係法令に従い改定後の利用料が適応されます。

（２）交通費

焼津市にお住まいの方	無料
焼津市以外にお住まいの方	交通費（実費）の支払いが必要になります。

（３）支払方法

当事業所に支払う事となる場合の支払い方法については、別途通知します。

５．サービスの内容

- （１）介護予防サービス・支援計画書の作成
- （２）介護予防サービス事業者等との連絡調整
- （３）サービス実施状況把握、評価
- （４）利用者状況の把握
- （５）給付管理
- （６）要支援認定等の申請に対する協力、支援
- （７）相談業務

６．介護予防サービス・支援計画書に位置付けるサービス事業所について

利用者は、介護予防サービス・支援計画書に位置付けるサービス事業所について、介護支援専門員に対し、複数の事業所の紹介を求めることができます。

サービス事業所の選択は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行なわれ、利用者はその選択理由について介護支援専門員に説明を求めることができます。

７．虐待の防止について

- （１）サービス事業所や養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに焼津市へ通報し、焼津市と協力して必要な措置を講じます。
- （２）事業所における虐待防止のための対策及び身体拘束等の適正化を推進する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について事業所の職員に周知徹底します。
- （３）虐待の防止に係る指針を整備します。
- （４）事業所の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施し、対応力の向上を図ります。
- （５）各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

８．事業継続計画について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制における通常業務の早期再開を図るため、事業継続計画を策定し、必要に応じた措置を講じるものとします。

- （１）事業所の職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- （２）定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

９．ハラスメント対策について

- （１）事業所は、健全な秩序並びに協力関係を保持し適切なサービス提供を確保する観点から、すべてのハラスメントを防止するための必要な措置を講じるものとします。
- （２）事業所は、ハラスメントの防止に関する規定を作成し、すべてのハラスメントを防止するための方針を明確化し、利用者及び家族、また、事業所の職員の尊厳を等しく擁護するものとします。

10. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当センター相談窓口	TEL	054-656-3322
	FAX	054-656-3333
	責任者	望月 旬子
	対応時間	8:30～17:15（月～金）

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

焼津市健康福祉部介護保険課	所在地	焼津市本町2丁目16番32号
	TEL	054-626-1159
	対応時間	8:30～17:15（月～金）
静岡県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談	所在地	静岡市葵区春日2丁目4番34号
	TEL	054-253-5590
	対応時間	9:00～17:00（月～金）

11. 当法人の概要

名 称	社会福祉法人 正生会
代表者名	理事長 石井 紀子
所在地	静岡県焼津市田尻北792番地の1
電話番号	054-656-0656
業務の概要	特別養護老人ホーム
事業所数	14事業所

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業所

事業所名 焼津市南部地域包括支援センター
指定事業所番号 2205100031

説明者

印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者様

氏 名

印

代理人または立会人

氏 名

印

個人情報使用同意書（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用）

私（利用者及びそのご家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

利用者の介護予防サービス・支援計画書の作成（変更）及び介護予防サービス・支援計画書に沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合

2 使用する事業者の範囲

利用者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な関係者
指定介護（予防）サービス提供事業者・介護保険外サービス提供事業者の担当者・主治医や医療機関の担当者・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な地域の行政機関や民生委員等

3 使用する期間

サービス提供を受けている期間

4 条件

- （１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （２）緊急を要すると判断した場合は、必要最小限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告すること。
- （３）個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

利用者様 氏 名 印

ご家族 氏 名 印